

表2 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇とは、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持・増進を図ることを目的として、職員の請求する時季に有給で取得できる休暇です。

【令和6年1月1日～令和6年12月31日※】

(単位:日)

区分		平均取得日数(日)	
県内市町村(さいたま市除く)		13.4	(13.6)
	301名以上(32団体)	13.6	(14.0)
	101名以上300名以下(22団体)	12.4	(12.2)
	100名以下(8団体)	12.1	(10.3)
全国市町村(指定都市除く)		13.5	(13.4)
	301名以上(533団体)	14.0	(13.9)
	101名以上300名以下(704団体)	12.5	(12.3)
	100名以下(484団体)	12.1	(12.0)

※年度単位で年次有給休暇を付与している団体については、「令和6年4月1日～令和7年3月31日」

(注) 1 調査対象は、首長部局に勤務する非現業の一般職に属する職員のうち、調査対象の全期間在職した者。

2 ()は、令和5年の平均取得日数。

3 市区町村の内訳区分は、調査対象人数で区分している。